(趣旨)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成27年条例第20号。 以下「条例」という。)に基づく職員の勤務時間等については、別に定める もののほか、この規則の定めるところによる。

(勤務時間)

- 第2条 条例第2条第1項の規定による職員の勤務時間は、1週間について38 時間45分とする。
- 2 前項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前9時から午後5時30分までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる勤務時間及びその割振りについては、別に定める。
 - (1) 条例第4条第1項第2号及び第3号に掲げる休日のある週の勤務時間
 - (2) 特別の勤務に従事する職員の勤務時間

(勤務時間の割振りの変更)

第3条 事務局長は、業務上必要があると認める場合には、前条第2項及び第 3項の規定による勤務時間の割振りを変更することができる。

(休日の振替等)

- 第4条 条例第4条第4項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、 あらかじめ、当該休日を起算日とする4週間前の日から当該休日を起算日と する8週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定す るものとする。
- 2 条例第4条第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。 (時間外勤務代休時間の指定)

- 第5条 管理者は、条例第6条第1項の規定により時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、同項に規定する勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。)第20条第3項に規定する60時間を超える勤務に係る月における同項の適用を受ける時間(以下「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。
 - (1) 給与条例第20条第 1 項第 1 号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
 - (3) 給与条例第20条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該 当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
 - (4) 給与条例第20条第 2 項の規定の適用を受ける場合に超過勤務手当が支給されることとなる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- 2 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇

- の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。
- 3 管理者は、条例第6条第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該1回の勤務に係る始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について指定しなければならない。
- 4 管理者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望する旨を申し出た場合に、時間外勤務代休時間を指定するものとする。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いについて、大阪市職員の勤務時間に関する規則(平成4年大阪市規則第15号)の規定に基づきなされた、勤務時間の変更、休日の振り替えその他勤務に係る命令その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。